



平成29年6月30日  
(照会先)  
リスク統括部長 岡村 計三  
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(平成29年5月分)について

平成29年5月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年5月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 平成29年5月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが5件、平成28年度が117件、平成27年度が29件、平成26年度が15件、平成25年度以前が256件、合計422件(市区町村において発生した13件、委託業者等が発生させた34件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な394件及びシステム事故1件について、一覧で事象をお示ししています。

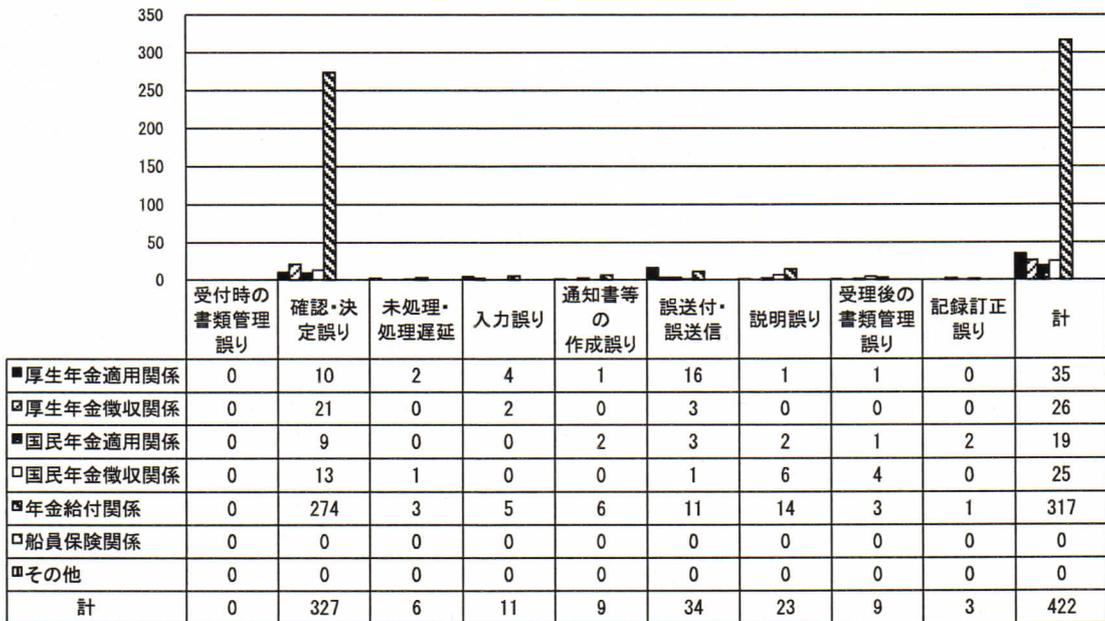
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	225	5	6	8(2)	4(1)	2	6(4)	15(2)	29(6)	117(31)	5(1)	422(47)
割合	53.3%	1.2%	1.4%	1.9%	0.9%	0.5%	1.4%	3.6%	6.9%	27.7%	1.2%	100.0%

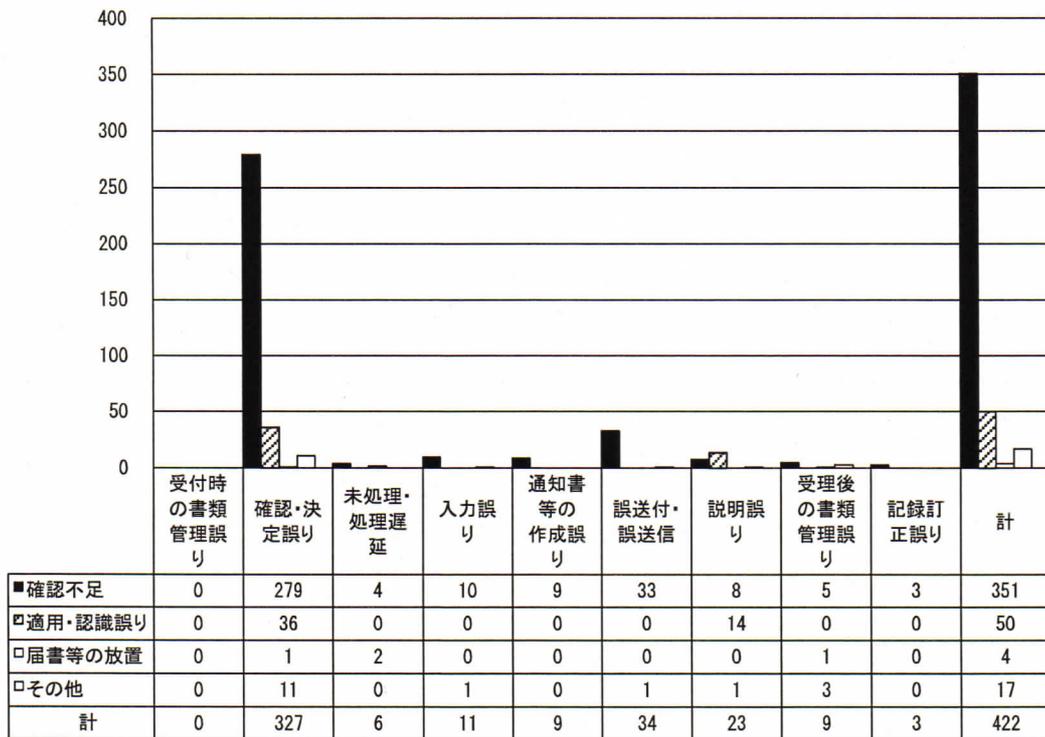
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

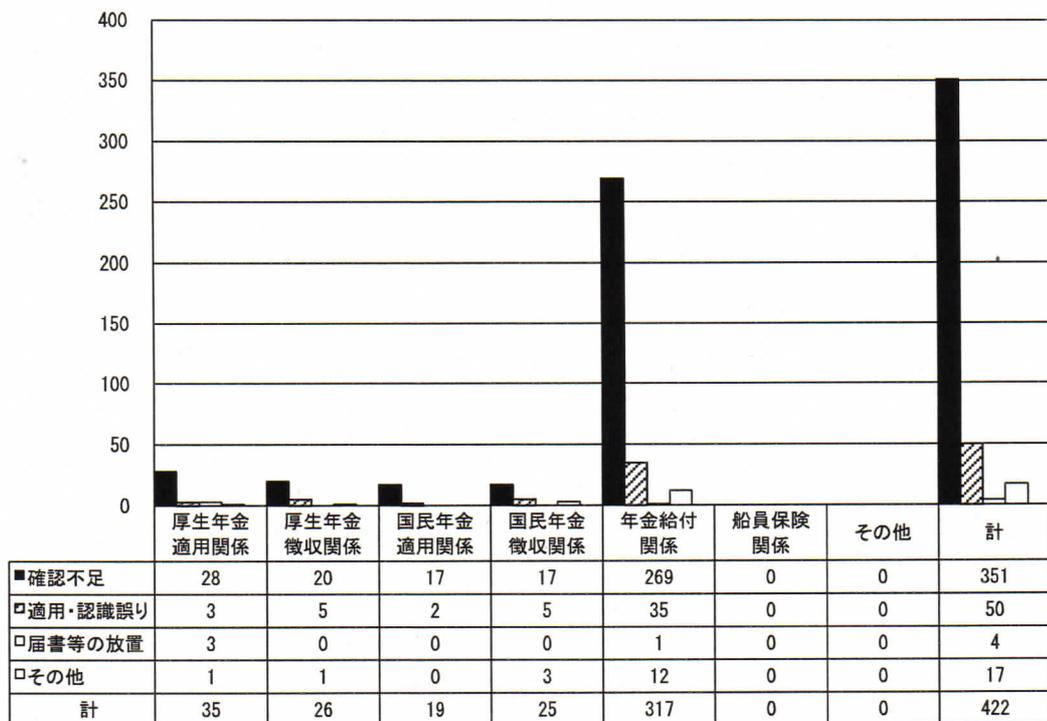
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



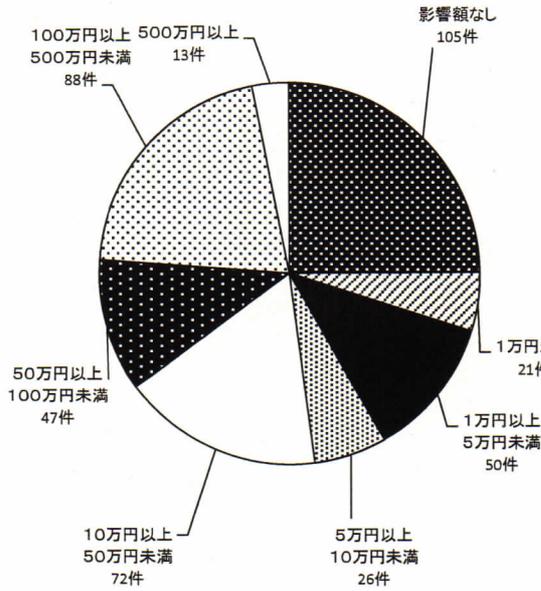
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

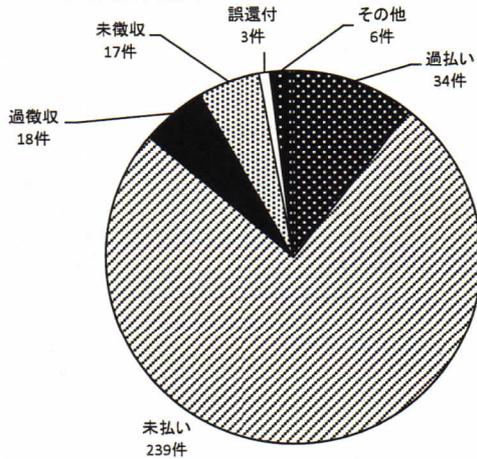


## 5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	25	10	12	12	46	0	0	105
1万円未満	1	4	0	1	15	0	0	21
1万円以上 5万円未満	3	1	1	4	41	0	0	50
5万円以上 10万円未満	1	2	1	2	20	0	0	26
10万円以上 50万円未満	2	4	3	3	60	0	0	72
50万円以上 100万円未満	1	3	2	2	39	0	0	47
100万円以上 500万円未満	2	2	0	1	83	0	0	88
500万円以上	0	0	0	0	13	0	0	13
計	35	26	19	25	317	0	0	422

## 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	34件	30,495,273	896,919
未払い	239件	308,549,259	1,291,001
過徴収	18件	6,739,233	374,401
未徴収	17件	2,250,147	132,361
誤還付	3件	981,180	327,060
その他	6件	20,998,646	3,499,774
計	317件	370,013,738	1,167,235

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未払いと過払い	3件	17,588,499
未払いと未徴収	1件	59,808
未徴収と過徴収	1件	1,282,800
未払いと過払いと過徴収	1件	2,067,539

## 7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	305件	72.3%
外部	117件	27.7%
計	422件	100.0%

## 8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2017年4月19日	年金請求書の送付誤り	916名	なし	0

## ○日本年金機構の平成29年5月分の事務処理誤り一覧(1~43ページ)

- |             |       |     |              |
|-------------|-------|-----|--------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | ..... | 1P  | 整理番号 1~33    |
| 2. 厚生年金徴収関係 | ..... | 6P  | 整理番号 34~57   |
| 3. 国民年金適用関係 | ..... | 10P | 整理番号 58~74   |
| 4. 国民年金徴収関係 | ..... | 12P | 整理番号 75~99   |
| 5. 年金給付関係   | ..... | 15P | 整理番号 100~394 |

## ○システム事故等一覧(44ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2017年 1月23日	2017年 3月6日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に記載事項の確認が不足し、資格取得日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
2			青森	事務センター	2017年 3月13日	2017年 3月27日	○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、国民健康保険組合加入者であるため健康保険被保険者適用除外の処理を行うべきところ、誤って健康保険の資格取得処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
3			神奈川	相模原	2016年 11月11日	2016年 12月1日	○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所と社会保険労務士及びお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
4			神奈川	事務センター	2017年 2月23日	2017年 3月22日	○事業所から問合せがあり、資格喪失済みの被保険者にかかる資格取得届の訂正処理時に、確認不足により取消した資格喪失記録の再登録処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。喪失記録の再登録を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
5	入力誤り	入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 1月28日	2016年 7月22日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が資格取得届について報酬月額を誤って入力したため、標準報酬月額が誤って決定され、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	162,266
6			岩手	盛岡	1996年 2月6日	2016年 5月17日	○お客様から問合せがあり、資格取得届について資格取得年月日を誤って入力したため、保険料が未徴収となり、年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	59,808
7	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 8月頃	2016年 7月8日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、標準報酬月額を誤って決定したため、保険料が過徴収となったほか、年金の調整が正しく行われず本人の年金に未払い、配偶者の加給年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。過徴収の保険料は還付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認し、過払いの年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	その他	2,067,539
8	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	三宮	2010年 1月頃	2017年 3月2日	○機構本部から連絡があり、月額変更届の審査時に確認が不足し、処理不要としていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	28,882

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2014年 7月10日	2016年 10月8日	○内部点検により、月額変更届の審査時に確認が不足し、処理不要としていたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	21,832
10	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	静岡	事務センター	2017年 1月5日	2017年 2月28日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の審査時に確認が不足し、標準賞与額を誤って補正し決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
11	70歳以上被用者関連 届書の誤り	入力誤り	香川	高松広域 事務センター	2015年 8月26日	2017年 2月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届の処理時に標準報酬月額相当額の入力を誤ったため、年金の調整が正しく行われず、過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	1,895,600
12	二以上事業所勤務者 の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2016年 7月5日	2016年 10月19日	○お客様から問合せがあり、二以上事業所勤務者にかかる70歳以上被用者不該当届の処理において、入力の方法を誤ったため、年金の調整が正しく行われず、未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行うとともに、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	421,048
13		入力誤り	大阪	豊中	2016年 10月28日	2016年 11月25日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務者にかかる資格取得届の処理時に生年月日の確認が不足し、介護保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる登録後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	未徴収	19,965
14	厚生年金適用関係届 書の誤り	確認・決定誤り	愛知	昭和	2016年 8月9日	2016年 9月28日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届及び月額変更届について、確認不足により事務センターへの回付が遅れたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	過徴収	871,915
15	訂正請求にかかる誤り	説明誤り	京都	京都南	2016年 3月9日	2016年 10月12日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正請求を受付する際に年金記録の追加により共済年金にも影響がある可能性について説明が不足し、共済年金組合より、共済年金の一部が支給停止となり、返納金が生じる旨の案内があったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金記録訂正請求取下書を提出していただき、処理を行いました。年金記録の追加により支払った老齢厚生年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正請求受付時の年金記録の確認及びお客様に共済年金組合への確認の案内を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,207

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	新潟	新潟東	2016年 12月9日	2016年 12月10日	○事業所から問合せがあり、適用調査対象事業所に送付した加入指導文書について、加入手続きの期限を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当部署においてそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正文書を送付しました。 ●担当部署において、加入指導文書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	89事業所	なし	0
17	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	滋賀	事務センター	2016年 12月5日	2016年 12月6日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の月額変更届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した月額変更届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 2名	なし	0
18			山梨	甲府	2016年 12月26日	2016年 12月28日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の賞与支払届を誤って作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来作成すべき事業所の賞与支払届を作成し、送付しました。 ●担当部署において、賞与支払届作成時の確認及び封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 41名	なし	0
19			新潟	長岡	2017年 2月8日	2017年 2月9日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 4名	なし	0
20			東京	東京広域 事務センター	2017年 2月24日	2017年 3月3日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の資格取得届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した資格取得届の控えを回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
21			東京	千代田	2017年 3月10日	2017年 3月14日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の被保険者住所一覧表(磁気媒体)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者住所一覧表(磁気媒体)を回収し、再作成した被保険者住所一覧表(磁気媒体)を本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	3事業所	なし	0
22	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2016年 11月15日	2016年 11月16日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の育児休業取得者確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した育児休業取得者確認通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
23	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域事務センター	2017年1月24日	2017年1月25日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の標準賞与額決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準賞与額決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 24名	なし	0		
24			京都	事務センター	2017年1月24日	2017年3月7日		2事業所 1名	なし	0		
25			京都	事務センター	2017年1月30日	2017年2月9日		6事業所 15名	なし	0		
26			東京	東京広域事務センター	2017年1月12日	2017年1月13日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の産前産後休業取得者確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した産前産後休業取得者確認通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0		
27					2017年2月16日	2017年2月17日		2事業所 1名	なし	0		
28			東京	東京広域事務センター	2017年2月15日	2017年2月16日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「資格取得確認および標準報酬決定通知書」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「資格取得確認および標準報酬決定通知書」を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0		
29			大阪	豊中	2017年3月16日	2017年3月17日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の年金委員委嘱状を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金委員委嘱状を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0		
30			東京	東京広域事務センター	2017年2月15日	2017年2月16日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の資格喪失確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した資格喪失確認通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0		
31			厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	香川	普通寺	2016年4月4日	2017年4月10日	○内部点検により、提出された年金委員に関する書類が未処理となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、書類の処理を行いました。 ●担当部署において、年金委員に関する書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	33事業所 57名	なし	0
32					東京	東京広域事務センター	2016年10月20日	2017年4月7日	○内部点検により、委託業者が届書の受付時に書類の管理を誤り、住所変更届が納品されず未処理となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、届書の管理を適切に行うよう指導しました。	1事業所 1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	広島	福山	2017年 1月4日	2017年 1月23日	<p>○事業所から問合せがあり、提出された資格取得届が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格取得届を再提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	なし	0

## 2. 厚生年金保険料関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
34	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	長野	松本	2016年 10月25日	2016年 11月11日	○事業所から問合せがあり、保険料の充当処理時に確認が不足し、保険料の調整にかかる入力が遅れたため、保険料が充当されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、充当の処理を行いました。 ●担当部署において、充当処理の進捗管理を徹底するよう周知しました。	18事業所	過徴収	666,006
35			福井	武生	2016年 11月14日	2016年 11月15日	○内部点検により、他県から所在地変更となった事業所の健康保険料について、保険料率が変更になることから保険料額の調整が自動で行われるところ、誤って調整額を登録したため、健康保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行うとともに、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	564
36			群馬	太田	2015年 1月26日	2016年 12月5日	○内部点検により、差押債権の充当処理時に確認が不足し、差押解除処理がもれていたため、延滞金が誤った金額で決定され、未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の延滞金は納付していただきました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行うとともに、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	130,800
37			大阪	貝塚	2016年 12月7日	2016年 12月8日	○担当部署において保険料の充当処理を行っていたところ、債権現在額申立書作成時に延滞金の計算を誤ったため、延滞金が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が破産管財人にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の延滞金は徴収しました。 ●担当部署において、債権現在額申立書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	100
38	保険料還付請求時の誤り	確認・決定誤り	機構本部	事業推進 統括部	2016年 11月2日	2017年 1月26日	○事業所から問合せがあり、保険料等還付請求書処理時の還付データを登録する際に確認が不足し、誤った金額で登録したため、還付金額が不足してことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、還付金データ登録時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	18,867
39			京都	事務センター	2017年 3月31日	2017年 4月27日	○事業所から問合せがあり、保険料等還付金請求書の処理時に確認が不足し、口座名義人を誤って登録したため、還付金が振込不能となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行うとともに、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	過徴収	674,145
40	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	島根	出雲	2011年 3月28日	2017年 4月7日	○事業所から問合せがあり、債権の差押えを解除すべきところ、差押解除処理がもれ、債権が差押されたままであることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、差押解除処理を行いました。 ●担当部署において、差押解除の要件に該当する財産の差押解除処理についてダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
41			東京	八王子	2016年 10月19日	2016年 10月25日	○担当部署で領収済通知書を確認したところ、窓口で納付書を交付する際の確認不足により、納入告知日前である保険料の納付書を作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書交付時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
42	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	北海道	稚内	2016年 10月26日	2016年 11月28日	○事業所から問合せがあり、窓口で保険料を徴収する際の確認不足により、他の事業所分として納付書を作成し、領収していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
43			岡山	岡山東	2017年 4月4日	2017年 4月13日	○担当部署において収納処理を行っていたところ、小切手にて納付受託した保険料の納付書作成時に確認が不足し、他の事業所分として領収していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
44			東京	葛飾	2016年 12月9日	2016年 12月9日	○担当部署において収納額の確認を行っていたところ、窓口で保険料を領収する際の確認不足により、保険料の内訳を誤った領収証書を交付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、領収証書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
45			栃木	宇都宮西	2016年 11月21日	2017年 1月16日	○担当部署において未納保険料の確認をしていたところ、事業所の所在地変更届(管轄外)の処理時に確認が不足し、口座振替の入力がもれていたため、保険料が口座振替されず未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。口座振替の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、担当者間の引継ぎ及び所在地変更届(管轄外)の処理における口座振替の入力の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	503,434
46			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 11月頃	2016年 12月26日	○年金事務所から問合せがあり、口座振替が不能となった事業所について、確認不足により納付書が送付されていなかったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所に納付書を送付しました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行いました。	1事業所	未徴収	116,136
47			神奈川	相模原	2016年 12月9日	2016年 12月16日	○担当部署において差押債権の充当処理を行っていたところ、差押債権受入金の金額の確認が不足し、誤った金額で配当計算書を作成し、事業所に送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した配当計算書等を回収し、正しい配当計算書等をお渡ししました。 ●担当部署において、差押債権の充当処理時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
48			二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	2016年 5月10日	2016年 10月17日	○担当部署において二以上事業所勤務者にかかる保険料の確認を行っていたところ、保険料の登録処理時に確認が不足し、資格喪失後も二以上事業所勤務者として保険料が徴収されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料登録時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所
49	神奈川	港北			2017年 1月12日	2017年 2月7日	○社会保険労務士から問合せがあり、事業所が管轄外へ所在地変更した際に、二以上事業所勤務者被保険者にかかる保険料を重複して登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行うとともに、保険料登録処理後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	過徴収	144,481

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
50	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	京都	中京	2016年 8月22日	2016年 10月17日	○他の年金事務所から連絡があり、事業所が管轄外へ所在地変更した際に、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録を削除していなかったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行うとともに、保険料登録処理後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	過徴収	54,372
51			栃木	宇都宮西	2016年 10月5日	2016年 11月9日	○担当部署において保険料の納付状況を確認していたところ、二以上事業所勤務者が勤務する事業所の管轄外への所在地変更にかかる保険料調整を行った際に確認が不足し、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において事務処理手順の再確認を行うとともに、保険料調整入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	124,136
52			岡山	高梁	2005年 9月16日	2016年 11月14日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務者にかかる保険料の登録処理時に確認が不足し、誤った保険料額で登録したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料登録時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	8
53		入力誤り	神奈川	相模原	2016年 7月7日	2016年 10月19日	○担当部署において二以上事業所勤務者にかかる保険料の確認を行っていたところ、保険料の登録処理時に保険料額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	40
54			神奈川	相模原	2014年 1月14日	2016年 9月20日	○担当部署において二以上事業所勤務者にかかる事務処理を行っていたところ、保険料の登録処理時に保険料額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料登録時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	4事業所	過徴収	1,116,298
55		厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福島	東北福島	2016年 10月20日	2016年 11月8日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の保険料等還付請求書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料等還付請求書を回収し、再作成した請求書を本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし
56	大阪			枚方	2016年 11月11日	2016年 11月14日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の保険料口座振替納付(変更)申出書(控)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料口座振替納付(変更)申出書(控)を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
57	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	香川	高松広域 事務センター	2017年 1月19日	2017年 1月25日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の保険料納入告知額・領収済通知書を誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料納入告知額・領収済通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	2事業所	なし	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
58	国民年金被保険者種別変更届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2017年 2月21日	2017年 3月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金種別変更届について配偶者の年金記録確認が不足し、種別変更年月日を配偶者の65歳到達日とすべきところ、誤って配偶者の生年月日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金種別変更届の受付時に、種別変更年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
59	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	福井	事務センター	2015年 10月8日	2016年 5月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書の処理時に入力手順を誤り、2年前納の口座振替がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入事務処理手順について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	377,310
60			静岡	浜松東	2015年 1月15日	2016年 2月15日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、480月を超えた月分の保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	143,460
61	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	兵庫	明石	2013年 11月29日	2016年 11月30日	○お客様から問合せがあり、市町村の確認不足により、海外からの転入時に国民年金加入の手続きの案内を行わず、誤った資格記録となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	なし	0
62			静岡	三島	1987年 1月12日	2016年 5月18日	○年金記録の確認を行ったところ、年金記録の確認不足により国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続きをせず強制加入期間として老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の処理時や年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	5名	過払い	549,576
63			説明誤り	東京	杉並	2014年 3月頃	2016年 3月18日	○市町村で年金記録の確認を行ったところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の案内をせず強制加入期間としていたことが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	なし
64	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2001年 10月24日	2017年 3月7日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、誤った基礎年金番号で住所変更処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、処理時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
65			広島	広島西	2016年 4月1日	2016年 12月15日	○お客様から問合せがあり、誤った基礎年金番号で住所変更処理を行ったため、「国民年金保険料のお知らせ」が誤った住所地に発送されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、「国民年金保険料のお知らせ」を回収しました。 ●担当部署において、処理時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
66	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2016年 10月26日	2016年 12月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際に、誤った基礎年金番号で処理し、納付済保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、処理時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	112,710
67	国民年金第3号保険者特例措置該当期間登録届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2006年 6月21日	2015年 6月30日	○年金相談時の記録確認により、国民年金第3号被保険者の特例期間に該当しないにもかかわらず、誤って第3号被保険者の特例期間として処理をしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	64,872
68	年金記録訂正誤り	記録訂正誤り	兵庫	三宮	2012年 3月28日	2014年 12月16日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、他のお客様の年金記録を統合し、保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正時の本人記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	778,850
69			大阪	豊中	1996年 6月18日	2016年 10月5日	○年金相談時の記録確認により、他のお客様の年金記録を統合していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正しました。 ●担当部署において、記録訂正時の本人記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
70	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	青森	事務センター	2016年 8月4日	2016年 8月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金第1号被保険者種別変更通知書について、誤った「該当年月日」で作成していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	141名	なし	0
71			滋賀	事務センター	2017年 4月3日	2017年 4月18日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第1号被保険者種別変更通知書について、誤った「該当年月日」で作成していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	217名	なし	0
72	国民年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	西宮	2016年 5月18日	2016年 5月19日	○お客様から問合せがあり、個別訪問の際に、国民年金加入の案内を他のお客様のお宅に投函していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、投函先の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
73	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	高知	幡多	2017年 1月19日	2017年 2月14日	○お客様から問合せがあり、年金手帳再交付申請書を送付する際、差出人欄に他の住所・氏名が記載された返信用封筒を同封していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した返信用封筒を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
74	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	東京	中央	2016年 7月11日	2016年 10月20日	○事務センターから連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届に添付した年金手帳が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金手帳を再作成し、お客様に交付しました。 ●担当部署において、書類等の管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
75	国民年金特定事由等該当申出書の誤り	説明誤り	千葉	市川	2017年 1月4日	2017年 1月10日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士の認識誤りにより、国民年金特定事由等該当申出書の提出先について、誤った説明をし、当該申出書の受付を行わなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、国民年金特定事由等該当申出書を受付しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導を行いました。	1名	なし	0
76	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	説明誤り	東京	足立	2016年 10月21日	2016年 12月6日	○お客様から問合せがあり、市町村の確認誤りにより、国民年金付加保険料の申出ができないうちにもかかわらず、当該申出書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市町村に対して、国民年金付加保険料制度の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
77	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2016年 7月28日	2016年 11月17日	○内部点検により、国民年金保険料追納申込書を処理する際、一部の期間の作成を漏らしたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過誤納となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	1,282,800
78		説明誤り	兵庫	西宮	2016年 2月22日	2016年 4月14日	○お客様から連絡があり、国民年金保険料追納申込書の受付時に確認が不足し、申込期間より前に追納可能期間があるにもかかわらず、案内を漏らしたため追納期間が経過し追納できない保険料があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金追納制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	29,760
79			東京	中野	2016年 12月19日	2016年 12月27日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書の受付時に納付方法の説明が不足し、追納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付し、追納納付書を交付しました。 ●担当部署において、国民年金追納制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,230
80	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	説明誤り	山形	鶴岡	2015年 2月19日	2016年 3月9日	○お客様から問合せがあり、担当者の被保険者記録の確認誤りにより、誤った後納期間で受付を行い処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい資格記録に訂正を行い、それにより生じた保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	過徴収	12,030
81			北海道	新さっぽろ	2013年 10月22日	2016年 3月9日	○お客様から問合せがあり、市町村の確認不足により、国民年金後納保険料納付申込書の受付時に後納可能期間の案内が一部漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付し、納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金後納保険料納付申込書の処理時に後納対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	60,080
82	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2016年 10月25日	2016年 12月26日	○市町村から連絡があり、障害厚生年金3級を受給している方は国民年金保険料の法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理したため、納付済期間が還付となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	89,620

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
83	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	東京	池袋	2010年 10月7日	2016年 7月13日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤った法定免除消滅年月日で国民年金保険料免除理由該当・消滅届を提出し、機構において処理していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	519,940
84			福井	福井	2011年 1月14日	2016年 1月28日	○市町村から連絡があり、生活保護法による医療扶助を受給している方は国民年金保険料の法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	555,820
85	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2015年 12月21日	2016年 4月13日	○市町村から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時に確認が不足し、誤った年度で免除が決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年度区分で審査を行い、承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
86		説明誤り	大阪	枚方	2011年 9月29日	2016年 11月28日	○市町村から連絡があり、海外転入時に国民年金加入の案内がなかったため、国民年金保険料免除申請が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付し、国民年金保険料免除申請書の処理を行いました。 ●市町村に対して、お客様への国民年金制度の説明を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
87	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2017年 1月31日	2017年 2月10日	○金融機関から連絡があり、委託業者の確認誤りにより、口座振替情報が金融機関へ送付されず、国民年金保険料が口座振替されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収となった保険料を領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し事務処理の流れを再確認するよう指導しました。	3名	未徴収	48,730
88	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2016年 2月2日	2016年 6月2日	○お客様から問合せがあり、クレジットカードの有効性が確認できなくなった際に、引続きクレジットカードによる納付意思の有無について確認の案内を行わなかったため、国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の提出が行われず、クレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の再提出が必要となるお客様には適切な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	191,660
89	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	2016年 4月11日	2016年 5月20日	○市町村から問合せがあり、市町村担当者の確認不足により、お客様から依頼のあった前納納付書の作成を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、定額保険料と前納保険料との差額を還付しました。 ●市町村に対し、前納納付書作成依頼時の事務処理について確認を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	1,090
90			静岡	浜松東	2015年 4月24日	2015年 10月10日	○担当部署で年金記録の確認を行ったところ、国民年金後納保険料の納付書再発行処理時に、該当期間の納付書の作成を一部漏らし、年金受給権の発生が遅延していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。、特定事由等該当申出書を受付し、納付書を再発行しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	314,850

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
91	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	確認・決定誤り	兵庫	姫路	2016年 12月26日	2016年 12月27日	○お客様から問合せがあり、連帯納付義務者あての督促状について誤った連帯納付義務者を記載したため、他のお客様に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した督促状を回収しました。 ●担当部署において、通知書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
92			大阪	玉出	2016年 12月22日	2017年 2月14日	○内部点検により、国民年金保険料の督促状について、連帯納付義務者に対し、誤った督促期間を記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、通知書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
93	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	熊本	玉名	2016年 12月28日	2017年 1月13日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、特別催告状に他のお客様の納付書が混在し、送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した納付書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
94			埼玉	大宮	2017年 2月21日	2017年 2月22日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料口座振替(変更)申出書を返戻する際、他のお客様の申出書を同封の上送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した申出書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
95	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	滋賀	事務センター	2010年 10月19日	2017年 3月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出書が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,400
96			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 6月24日	2016年 8月15日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●市町村に対して書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
97			群馬	高崎広域 事務センター	2017年 2月25日	2017年 3月9日	○担当部署で届書の進捗を確認したところ、市町村において国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。学生納付特例申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●市町村に対して書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
98			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 12月2日	2016年 12月14日	○市町村から連絡があり、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。免除申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
99			兵庫	西宮	2016年 9月23日	2017年 2月10日	○内部点検により、国民年金後納保険料納付申込書が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金後納保険料納付申込書を再度提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類等の管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
100	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜南	1992年 4月11日	2014年 8月12日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日月を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	34,650
101			北海道	旭川	1980年 12月23日	2015年 11月16日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日月を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	36,168
102			北海道	札幌西	1974年 8月9日	2016年 1月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	37,580
103					1982年 7月1日	2016年 3月9日		1名	未払い	10,115
104			愛知	豊川	1985年 4月頃	2016年 3月10日	○事務センターから連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	30,553
105			千葉	船橋	1988年 7月21日	2016年 3月11日		1名	未払い	18,733
106			静岡	沼津	1984年 10月1日	2014年 1月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,320
107			大阪	玉出	1980年 5月5日	2016年 6月17日	○事務センターから連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	183,444
108			鳥取	米子	1979年 12月頃	2016年 2月3日	○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	289,948
109			香川	高松東	1988年 5月10日	2015年 4月28日	○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,074,981
110			北海道	札幌西	1987年 9月10日	2016年 6月24日		1名	未払い	19,768
111			埼玉	川越	1976年 2月頃	2015年 2月6日		1名	未払い	97,300
112			京都	京都西	1984年 4月頃	2016年 1月18日	○担当部署において確認したところ、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,480,630
113	1983年 8月18日	2016年 2月17日			1名	未払い		116,369		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
114	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	1984年 11月1日	2015年 8月7日	○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	24,647	
115			京都	京都南	1975年 1月頃	2016年 3月22日		1名	未払い	63,723	
116			福井	福井	1982年 6月1日	2016年 1月5日		1名	未払い	773,582	
117			北海道	新さっぽろ	1982年 10月1日	2015年 11月25日		○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	397,645
118			北海道	北見	1987年 7月20日	2015年 7月21日			1名	未払い	232,175
119			宮崎	宮崎	1984年 1月4日	2016年 7月12日			1名	未払い	26,141
120			山口	宇部	2003年 7月24日	2016年 3月16日		○事務センターから連絡があり、70歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	512,306
121			滋賀	彦根	1985年 6月5日	2016年 2月22日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、通算老齢年金を決定すべきところ、誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定を取消し、通算老齢年金を決定しました。なお、返納いただく年金はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
122			滋賀	大津	1985年 5月1日	2016年 1月22日	○機構本部から連絡があり、確認不足から通算老齢年金の失権年月日を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	360,706	
123			東京	東京広域 事務センター	2015年 4月16日	2017年 1月26日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の確認不足により誤った雇用保険被保険者番号の登録をしたため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の雇用保険被保険者番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,284,239	
124		説明誤り	茨城	水戸南	2017年 4月20日	2017年 5月1日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、委託社会保険労務士が誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
125	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	奈良	桜井	2016年 6月14日	2017年 1月27日	○お客様から問合せがあり、長期特例に該当しないにもかかわらず、長期特例に該当し年金の定額部分の支給が行われると委託社会保険労務士が誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
126	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	稚内	1982年 1月1日	2016年 7月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、厚生年金保険の第四種被保険者期間の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	29,079
127			千葉	船橋	1984年 12月26日	2016年 3月7日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	116,429
128			北海道	事務センター	2008年 11月27日	2017年 2月21日	○担当部署で記録確認を行ったところ、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	774,192
129	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	岩手	花巻	1984年 8月1日	2016年 6月14日	○担当部署において確認したところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	298,460
130	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2005年 10月13日	2016年 6月30日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	254,091
131			東京	東京広域事務センター	2015年 3月5日	2015年 5月21日	○年金相談時の記録確認により、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、旧三共済組合期間の登録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金は在職による支給停止中のため、誤ってお支払いした年金はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に旧三共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
132	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	1994年 9月14日	2016年 4月22日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	53,810
133			新潟	新潟西	1992年 3月26日	2016年 5月24日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	551,041
134			福岡	小倉北	2001年 12月9日	2010年 8月3日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,866
135			東京	葛飾	1991年 1月9日	2013年 2月1日		1名	過払い	2,278,578
136			大阪	豊中	2005年 7月13日	2014年 6月23日		1名	過払い	2,004,871
137			宮崎	都城	2003年 8月14日	2014年 10月20日		1名	過払い	1,994,108
138			広島	呉	1978年 1月頃	2015年 11月12日		○機構本部から連絡があり、履歴等の確認不足により旧令共済記録の算入を漏らし、老齢年金の決定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
139			東京	八王子	1992年 2月20日	2015年 10月26日	○機構本部から連絡があり、旧令共済記録の確認不足により、老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の旧令共済記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,723
140			神奈川	小田原	1977年 3月16日	2015年 2月23日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、旧三共済組合期間の登録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧三共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	100,612
141			東京	東京広域 事務センター	2011年 3月31日	2016年 7月15日		1名	未払い	19,944

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
142	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2008年 3月5日	2014年 4月23日	○共済組合から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、一時金決定済の期間を共済組合加入期間として老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	975,000
143			宮城	仙台広域 事務センター	2016年 4月頃	2016年 7月19日	○共済組合から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,069
144			滋賀	事務センター	2016年 2月26日	2016年 9月9日	○共済組合から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	9,751
145			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 11月24日	2016年 8月2日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	51,193
146			千葉	千葉	2002年 2月8日	2016年 4月21日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	157,132
147			岩手	花巻	2006年 4月6日	2016年 10月20日	○事務センターから連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	74,735
148			山口	下関	2007年 9月27日	2016年 7月12日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	27,652

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
149	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	豊橋	2010年 1月22日	2016年 6月21日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	47,500
150	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	岡崎	1980年 8月20日	2015年 3月16日	○年金相談時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	922,871
151			山口	宇部	1999年 11月25日	2016年 6月21日	○未支給年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず、老齢基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	982,081
152			愛媛	今治	2007年 6月頃	2016年 9月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず、老齢基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	691,273
153			東京	中野	1995年 6月頃	2016年 12月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者記録があるにもかかわらず老齢基礎年金を決定せず、老齢厚生年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	34,165
154			北海道	帯広	1987年 7月30日	2014年 2月18日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	47,859
155			北海道	室蘭	2006年 2月16日	2016年 9月7日	○事務センターから連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	192,765
156			埼玉	春日部	1997年 5月1日	2016年 6月1日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず、老齢基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,601,392
157			大阪	吹田	2010年 3月30日	2016年 7月27日	○担当部署において確認したところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、納付月数に影響が生じないことから年金額に影響はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
158	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	和歌山	田辺	2013年 10月24日	2015年 11月4日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が年金請求書を受付する際、国民年金の記録訂正が必要にもかかわらずそのまま受付し、また、確認不足から記録訂正することなく年金請求書の処理を行ったため年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。また、担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,625		
159			東京	中野	1995年 12月頃	2016年 2月25日	○担当部署において確認したところ、国民年金被保険者記録があるにもかかわらず厚生年金被保険者記録のみで老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,803,707		
160			神奈川	小田原	1984年 10月18日	2015年 10月16日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	661,517		
161			宮城	古川	1983年 4月1日	2016年 3月10日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	227,064		
162			茨城	水戸南	1983年 3月頃	2016年 7月4日		1名	未払い	144,540		
163			北海道	札幌西	1985年 2月6日	2016年 4月6日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	438,606		
164			兵庫	事務センター	1989年 4月6日	2016年 5月18日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	100,519		
165			青森	弘前	1987年 3月1日	2015年 12月18日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,649,250		
166			北海道	北見	1995年 8月頃	2016年 3月3日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	96,625		
167			三重	伊勢	1982年 2月1日	2016年 3月31日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	41,592		
168					1988年 4月1日	2016年 4月14日		1名	未払い	437,970		
169			岡山	岡山西	1986年 10月頃	2016年 5月19日		1名	未払い	4,225		
170			配偶者の年金支給状 況の確認誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸南	2006年 3月24日	2016年 10月31日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	922,275
171					宮崎	延岡	2004年 7月1日	2017年 1月18日	●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,862,290
172	岩手	花巻			2008年 10月29日	2016年 11月2日		1名	未払い	2,056,253		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
173	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2010年 3月13日	2016年 10月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	656,685	
174			大阪	吹田	1988年 10月27日	2016年 9月2日		○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,442,508
175			広島	広島南	2006年 12月7日	2016年 11月25日			1名	未払い	658,835
176			茨城	下館	1989年 4月頃	2016年 9月6日			1名	未払い	5,555,599
177			東京	世田谷	1995年 10月19日	2016年 10月20日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	867,318	
178			北海道	札幌東	2008年 1月10日	2016年 4月27日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、配偶者状態の登録に不備があったため、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,090,735	
179			鳥取	米子	1995年 12月20日	2016年 7月6日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,016,438	
180	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	広島	呉	2007年 3月27日	2016年 8月8日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,334,261	
181			北海道	札幌東	2008年 1月2日	2016年 12月1日		1名	未払い	1,165,626	
182			静岡	浜松西	2005年 12月5日	2016年 8月15日		1名	未払い	774,050	
183			京都	中京	2006年 5月27日	2016年 9月8日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,302,257	
184			北海道	帯広	2006年 2月25日	2017年 1月25日		1名	未払い	674,737	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
185	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	長野	長野北	2010年 2月18日	2016年 7月4日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	752,380
186			静岡	浜松西	2006年 5月1日	2015年 9月15日		1名	未払い	1,268,558
187			北海道	札幌北	2009年 7月頃	2016年 12月13日		1名	未払い	256,501
188			東京	府中	2008年 3月5日	2014年 12月18日		1名	未払い	1,143,856
189			北海道	札幌北	2004年 5月30日	2016年 9月29日		1名	未払い	248,000
190			徳島	徳島南	2011年 8月3日	2016年 12月7日		1名	未払い	18,650
191			北海道	北見	2012年 10月頃	2016年 11月1日		1名	未払い	693,867
192			北海道	砂川	2008年 9月11日	2017年 2月14日		1名	未払い	1,050,205
193	在職時の年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	北海道	旭川	1982年 6月20日	2014年 9月11日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険の資格取得に伴い必要となる年金の在職による支給停止の処理について、確認不足により標準報酬月額を登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	12,461
194			北海道	釧路	1984年 5月頃	2016年 1月21日		1名	未払い	38,000
195			北海道	北見	1986年 4月頃	2016年 3月17日		1名	未払い	6,918
196			香川	高松東	1979年 10月15日	2016年 1月26日		1名	未払い	24,140
197			和歌山	田辺	1981年 1月20日	2016年 1月15日		1名	未払い	23,178
198			東京	世田谷	1977年 7月1日	2016年 3月22日		1名	未払い	129,600

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
199	高齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	長野	松本	2015年 10月22日	2016年 1月12日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰下げ請求決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	97,151
200		説明誤り	鹿児島	鹿児島北	2016年 3月9日	2016年 10月24日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金記録の確認不足から老齢基礎年金を繰上げ請求した場合に退職共済年金が支給停止となることを説明せずに、繰上げ請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行いました。 ●社会保険労務士会による再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
201	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2005年 2月3日	2015年 11月24日	○担当部署において確認したところ、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	879,492
202			静岡	島田	1992年 1月14日	2015年 9月28日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り、老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	199,304
203			静岡	島田	2006年 10月17日	2016年 1月20日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り、遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	730,713
204			埼玉	春日部	2006年 8月21日	2016年 5月23日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り通算遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	806,660
205			新潟	新潟西	1986年 3月6日	2016年 6月24日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り通算遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,950
206			神奈川	横浜西	2005年 7月21日	2016年 3月18日	○担当部署において確認したところ、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,691
207			新潟	新潟西	2002年 2月28日	2015年 11月24日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	36,224
208			千葉	幕張	1995年 7月6日	2016年 12月8日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,420,139

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
209	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2015年 3月5日	2015年 10月22日	○機構本部から連絡があり、遺族共済年金受給権者であることの確認不足から、本来長期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って短期要件の遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	657,700
210			静岡	沼津	1995年 3月9日	2014年 7月23日	○事務センターから連絡があり、旧令共済記録の確認不足により、寡婦加算を加算せず遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,912,622
211			宮崎	延岡	1985年 8月頃	2013年 10月1日	○事務センターから連絡があり、厚生年金保険の第四種被保険者期間の取扱いを誤り、老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,592,113
212			東京	大田	1992年 4月25日	2015年 1月13日	○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,901
213			北海道	札幌東	1991年 11月8日	2015年 11月18日	○年金相談時の記録確認により、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	40,754
214			鹿児島	川内	1994年 7月21日	2016年 2月26日	○他の年金事務所から連絡があり、在職中の死亡であることから遺族基礎年金及び遺族厚生年金を決定すべきところ、年金記録の確認不足から遺族基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,652,946
215			宮城	仙台広域事務センター	2016年 9月8日	2016年 10月11日	○担当部署において確認したところ、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、年金額が有利となる短期要件で決定すべきところ、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	51,296

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
216	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	東京	上野	2015年 9月2日	2017年 2月21日	○お客様から問合せがあり、遺族年金受給権者が2名いるにもかかわらず、1名の場合の遺族年金額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい年金額について説明しました。 ●担当部署において、遺族年金受給権者が複数いた場合の年金額について確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
217	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2015年 3月23日	2016年 7月20日	○年金相談時の記録確認により、2つの障害が併合認定されることから障害等級を改定すべきところ、機構本部への進達を漏らしたため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、事象を周知し、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	300,989
218			機構本部	障害年金センター	2015年 10月8日	2015年 12月15日	○お客様から問合せがあり、障害厚生年金の決定時に他の年金の支給状況の確認不足から、支払保留の解除を行わなかったため、障害厚生年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,061,900
219			機構本部	障害年金センター	2014年 5月15日	2016年 12月22日	○お客様から問合せがあり、2つの障害状態の認定を行うべきところ、1つの障害状態のみで障害認定を行ったため障害等級が2級となるところ誤って3級で障害厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,582,617
220			大阪	大阪広域事務センター	2016年 12月2日	2017年 1月24日	○お客様から問合せがあり、所得審査を誤り機構本部へ障害年金請求書を進達したため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、所得審査及び障害年金請求書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,509,810
221			機構本部	障害年金センター	2016年 11月11日	2016年 12月6日	○お客様から問合せがあり、障害状態確認届の提出があったにもかかわらず、確認不足から年金を差止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。差止の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ○担当部署において、障害状態確認届受付時の確認を徹底するよう周知しました。	4名	未払い	1,018,218
222			宮城	仙台広域事務センター	2016年 8月22日	2016年 10月14日	○お客様から問合せがあり、現況届の提出があったにもかかわらず、確認不足から障害基礎年金を差止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。差止を解除し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、現況届受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	162,520

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
223	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2016年 9月29日	2016年 11月1日	○市町村から連絡があり、受給権発生年月日を障害認定日とすべきところ、誤って受付年月日としたために、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	195,024
224			大阪	大阪広域事務センター	2016年 7月7日	2017年 1月31日	○市町村から連絡があり、20歳前の傷病による障害基礎年金を決定すべきところ、誤って20歳以降の傷病による障害基礎年金として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って決定した障害基礎年金を取消し、20歳前の傷病による障害基礎年金を決定しました。なお、年金額に変更はないため、過払いが発生しませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
225			機構本部	障害年金センター	2014年 7月10日	2016年 5月10日	○事務センターから連絡があり、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書及び診断書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
226			機構本部	障害年金センター	2016年 6月頃	2016年 8月4日	○事務センターから連絡があり、障害年金の審査時の確認不足により、障害等級3級に該当するところ、誤って不該当の決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	146,274
227			機構本部	障害年金センター	2015年 12月10日	2015年 12月11日	○年金事務所から連絡があり、障害厚生年金の審査時の確認不足により、障害厚生年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	312,054
228			機構本部	障害年金センター	2016年 3月3日	2016年 3月28日	○年金事務所から連絡があり、障害認定時の確認不足から、障害認定日から障害等級2級と決定すべきところ、誤って事後重症の請求日から障害等級3級として障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,682,312
229			宮城	仙台広域事務センター	2016年 9月頃	2016年 12月16日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が届書の記載内容の確認不足から処理を誤ったため、本来障害状態の確認時点から障害年金をお支払いすべきところ、誤って障害不該当である期間についてもお支払いしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●委託業者に対し、届書処理時には届書の記載内容の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過払い	975,105
230			機構本部	障害年金センター	2014年 1月16日	2015年 4月13日	○担当部署において確認したところ、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書及び診断書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
231	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	機構本部	障害年金センター	2016年 2月4日	2016年 12月5日	○担当部署において確認したところ、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
232			機構本部	障害年金センター	2016年 5月19日	2016年 8月8日	○担当部署において確認したところ、障害年金の受給要件の確認不足から、障害認定日を受給権発生日として障害年金を決定すべきところ、誤って請求書の受付日を受給権発生日として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	195,033
233		説明誤り	北海道	札幌東	2016年 2月17日	2016年 3月22日	○担当部署において確認したところ、納付要件の確認不足により、委託社会保険労務士が本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
234			奈良	奈良	2016年 12月13日	2017年 1月10日	○事務センターから連絡があり、納付要件の確認不足により、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
235	加給年金の誤り	確認・決定誤り	北海道	釧路	1990年 4月19日	2016年 7月26日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,124,939
236			香川	高松広域事務センター	2011年 2月15日	2016年 12月8日	○お客様から問合せがあり、加給年金対象者の確認不足から子に対する加給年金の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、生計維持関係など加給年金対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	205,788
237			岩手	花巻	1997年 8月7日	2016年 10月18日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	151,256

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
238	加給年金の誤り	確認・決定誤り	秋田	秋田	2004年 9月25日	2016年 12月22日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,123,689
239			山形	鶴岡	2004年 3月11日	2016年 12月14日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。	1名	未払い	182,352
240			京都	上京	1998年 4月9日	2016年 8月19日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	21,609
241			茨城	水戸南	1989年 4月5日	2016年 10月3日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	408,733
242					2003年 1月16日	2016年 12月15日		1名	未払い	263,900
243					2005年 3月17日	2016年 12月14日		1名	未払い	66,417
244			茨城	水戸北	1986年 4月頃	2017年 1月12日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	6,538,728
245			大阪	守口	1989年 6月22日	2017年 1月11日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。	1名	過払い	1,087,027
246			北海道	札幌東	1996年 10月4日	2017年 1月13日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,066,551
247			長野	松本	1989年 3月9日	2017年 1月16日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,066,553
248			鳥取	米子	1990年 6月28日	2017年 1月6日		1名	過払い	1,289,440
249			千葉	千葉	1996年 10月3日	2016年 12月22日		1名	過払い	4,569,625
250			配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	千葉	木更津		2009年 9月1日	2015年 5月15日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。
251	兵庫	豊岡			2001年 11月10日	2015年 3月20日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	619,031
252	沖縄	コザ			1999年 12月26日	2016年 6月15日	1名	未払い	2,672,984	
253	茨城	事務センター			1995年 6月15日	2016年 10月21日	1名	未払い	4,326,606	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
254	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸南	2000年 10月31日	2016年 11月4日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,899,056
255			東京	荒川	1997年 8月14日	2016年 12月21日		1名	未払い	3,644,535
256			埼玉	川越	1994年 7月21日	2016年 5月23日		1名	未払い	4,589,415
257			高知	高知西	1991年 11月15日	2016年 10月11日		1名	未払い	4,574,359
258			北海道	札幌西	2009年 1月11日	2016年 7月11日		○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
259			大阪	堺西	1998年 4月30日	2016年 9月7日	1名		未払い	2,206,669
260			東京	練馬	1996年 11月12日	2016年 9月6日	1名		未払い	3,909,006
261			東京	府中	2002年 2月2日	2016年 9月15日	1名		未払い	1,787,647
262			山形	鶴岡	2002年 6月1日	2016年 9月16日	1名		未払い	1,927,450
263			香川	高松広域 事務センター	1998年 11月12日	2016年 10月7日	1名	未払い	3,304,877	
264			島根	松江	2008年 1月17日	2016年 10月14日	1名	未払い	656,401	
265			神奈川	横浜南	1995年 7月6日	2016年 10月18日	1名	未払い	3,798,600	
266			京都	京都西	1997年 12月25日	2016年 10月21日	1名	未払い	2,470,496	
267			兵庫	須磨	1992年 5月14日	2016年 10月31日	1名	未払い	5,472,705	
268			島根	松江	1988年 6月1日	2016年 11月4日	1名	未払い	5,717,472	
269			新潟	柏崎	1992年 5月15日	2016年 8月12日	1名	未払い	5,355,215	
270			兵庫	姫路	1992年 8月20日	2016年 11月11日	1名	未払い	4,498,922	
271			山形	鶴岡	1996年 1月1日	2016年 11月21日	1名	未払い	4,271,543	
272			大阪	堺東	1997年 10月15日	2016年 11月29日	1名	未払い	3,638,830	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
273	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	大阪	守口	1999年 7月8日	2016年 8月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,299,650
274					1998年 6月25日	2016年 12月6日		1名	未払い	3,638,323
275					1999年 5月4日	2017年 1月31日		1名	未払い	3,197,632
276			東京	江東	1994年 10月6日	2016年 11月22日		1名	未払い	4,000,536
277			岩手	一関	1995年 9月20日	2016年 12月15日		1名	未払い	3,475,594
278					1997年 7月17日	2016年 12月15日		1名	未払い	3,654,352
279			兵庫	姫路	1995年 4月13日	2016年 11月11日		1名	未払い	4,600,112
280			神奈川	厚木	2007年 5月1日	2016年 11月21日		1名	未払い	1,263,554
281			東京	青梅	1996年 8月15日	2016年 11月16日		1名	未払い	4,134,818
282			埼玉	川越	1992年 3月19日	2016年 9月27日		1名	未払い	5,041,283
283			広島	広島南	1990年 7月5日	2016年 12月14日		1名	未払い	4,933,168
284			鹿児島	加治木	1998年 1月30日	2017年 1月12日		1名	未払い	3,010,940
285			東京	荒川	1996年 11月28日	2016年 12月21日		1名	未払い	3,122,654
286			北海道	帯広	1996年 1月13日	2017年 1月18日		1名	未払い	4,304,916
287			大阪	枚方	1998年 8月20日	2017年 1月13日		1名	未払い	2,242,753
288			茨城	下館	1997年 8月頃	2016年 3月10日		1名	未払い	3,576,079
289			秋田	秋田	2009年 9月19日	2016年 12月27日		1名	未払い	840,676

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
290	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	千葉	船橋	1997年 12月1日	2016年 10月27日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。  ○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,670,164
291					2008年 10月1日	2016年 11月14日		1名	未払い	1,029,739
292			長野	長野北	1993年 2月10日	2017年 1月31日		1名	未払い	4,238,057
293			大阪	吹田	2007年 2月1日	2016年 1月22日		1名	未払い	3,788,345
294					1999年 12月頃	2016年 11月30日		1名	未払い	2,512,939
295			兵庫	豊岡	1996年 4月6日	2015年 3月12日		1名	未払い	732,130
296			北海道	新さっぽろ	2000年 3月23日	2016年 12月20日		1名	未払い	3,046,782
297			大阪	天満	1994年 3月24日	2016年 5月20日		1名	未払い	563,116
298			東京	青梅	1992年 7月23日	2016年 4月5日		1名	未払い	5,102,915
299			鳥取	米子	1990年 8月29日	2016年 6月2日		1名	未払い	4,470,356
300	再裁定の誤り	確認・決定誤り	香川	普通寺	1996年 3月1日	2015年 12月8日	○遺族年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。  ○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。  ○事務センターから連絡があり、通算遺族年金の決定時に通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	849,872
301			茨城	下館	1995年 6月8日	2016年 3月23日		1名	未払い	1,225,390
302			東京	世田谷	1996年 3月7日	2016年 2月18日		1名	未払い	945,789
303			東京	北	1996年 9月11日	2015年 2月9日		1名	過払い	97,337
304			福井	武生	1984年 10月25日	2016年 3月8日		1名	未払い	489,455

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
305	再裁定の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	1989年 6月頃	2015年 11月11日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の判明に伴い老齢年金の受給権発生年月日の訂正及び通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から老齢年金の受給権発生年月日の訂正及び通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	422,363
306			千葉	船橋	1994年 6月20日	2016年 3月8日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の判明に伴い記録の追加及び受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、受給権発生年月日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行いお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧令共済記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	506,280
307			山形	鶴岡	1985年 12月5日	2016年 2月10日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	47,076
308			兵庫	三宮	1972年 3月1日	2016年 4月14日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の決定時に老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	134,258
309			静岡	島田	1981年 9月1日	2016年 2月25日	●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	738,294
310			宮城	仙台広域 事務センター	2009年 10月21日	2016年 6月2日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,988
311			北海道	札幌西	2011年 10月20日	2017年 2月1日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,032
312			鳥取	鳥取	1996年 4月頃	2015年 9月1日	○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,192,670

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
313	再裁定の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	1995年 7月27日	2016年 6月22日	○事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,291,386
314			愛知	刈谷	1985年 6月20日	2016年 3月28日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	31,321
315			三重	四日市	1981年 11月26日	2016年 2月12日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の決定時に老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,030,231
316			埼玉	大宮	1977年 7月頃	2016年 2月26日		1名	未払い	243,766
317			宮崎	宮崎	1986年 8月7日	2016年 2月19日		1名	未払い	185,075
318			青森	弘前	1979年 9月頃	2016年 2月23日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	55,100
319			山形	鶴岡	1987年 10月15日	2016年 3月4日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	30,823
320			兵庫	明石	1989年 6月1日	2016年 4月26日		1名	未払い	19,654
321			滋賀	・ 大津	1979年 8月1日	2016年 1月13日		1名	未払い	3,965
322			大阪	守口	1977年 10月頃	2016年 3月9日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	34,866
323			東京	練馬	2009年 10月30日	2016年 3月10日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	155,590

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
324	再裁定の誤り	確認・決定誤り	大阪	玉出	1987年 10月20日	2015年 12月11日	○機構本部から連絡があり、記録判明に伴い再裁定を行った際に、確認不足から65歳到達による年金額改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,242,295
325			埼玉	大宮	1982年 6月23日	2015年 5月15日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の重複期間の訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,395,595
326			埼玉	浦和	2008年 4月23日	2016年 2月22日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い老齢年金と障害年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	24,264
327			滋賀	大津	1978年 10月25日	2016年 2月24日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,998
328			鹿児島	川内	1991年 5月11日	2014年 4月28日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	358,831
329			広島	広島西	1988年 6月11日	2016年 7月4日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い障害厚生年金と遺族厚生年金の再裁定を行うべきところ、障害厚生年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	470,006
330			京都	中京	1989年 4月6日	2016年 4月8日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い通算老齢年金と老齢年金の再裁定を行うべきところ、通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,074,293

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
331	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜西	1983年 3月4日	2016年 6月8日	○担当部署において確認したところ、遺族年金の決定時に老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	19,069
332			北海道	新さっぽろ	1983年 3月18日	2016年 6月8日		1名	未払い	39,042
333			山形	鶴岡	2009年 1月31日	2016年 12月2日		1名	過払い	15,871
334	支給停止基準額の変更に伴う年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	新潟	柏崎	1979年 6月1日	2016年 3月23日	○年金相談時の記録確認により、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	87,154
335			大阪	堀江	1980年 6月頃	2016年 3月25日		1名	未払い	80,515
336			北海道	北見	1986年 4月頃	2016年 3月3日		1名	未払い	3,098
337			香川	高松東	1979年 8月15日	2016年 2月22日		1名	未払い	16,500
338			大阪	枚方	1979年 10月4日	2016年 2月9日		1名	未払い	119,688
339			北海道	札幌西	1978年 5月12日	2016年 4月6日		1名	未払い	12,813
340			広島	広島西	1978年 6月1日	2016年 6月16日		1名	未払い	241,843
341	支給停止基準額の変更に伴う年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	埼玉県	大宮	1980年 6月1日	2015年 7月27日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	10,995

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
342	年金選択の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2016年 8月17日	2016年 11月4日	○お客様から問合せがあり、年金受給選択申出書の受付日の翌月から年金の選択処理を行うべきところ、確認不足から65歳時点にさかのぼり、選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	55,128
343			新潟	新潟西	2013年 3月4日	2014年 6月16日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金から支給される独自給付額の確認不足により、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	204,058
344			新潟	新潟西	2001年 1月27日	2015年 11月12日	○年金相談時の記録確認により、年金の選択処理に伴い振替加算の支給停止解除を行うべきところ、確認不足から振替加算の支給停止解除を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の取扱いや振替加算の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,538,703
345			神奈川	小田原	2016年 4月25日	2016年 7月14日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足により、お客様に不利な年金選択をしたため、誤った額の返納告知を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤った額の返納告知を取消し、正しい額の返納告知を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
346			大阪	大阪広域 事務センター	2008年 4月15日	2015年 12月7日	○担当部署において確認したところ、65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢厚生年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	123,975
347	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2010年 3月25日	2016年 10月27日	○担当部署において確認したところ、老齢年金の決定時に未支給年金の決定もあわせて行うべきところ、確認不足から未支給年金の決定が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。決定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	324,997
348			機構本部	中央年金 センター	2016年 2月8日	2016年 4月5日	○担当部署において確認したところ、確認不足から未支給年金額に誤りがあることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	122,728
349	年金決定時の住所登録の誤り	確認・決定誤り	機構本部	障害年金 センター	2015年 12月10日	2016年 1月15日	○年金事務所から連絡があり、年金請求書の処理時の確認不足から住所の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。正しい住所へ年金証書を送付しました。 ●担当部署において、年金請求書の処理時に住所確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
350	年金決定時の住所登録の誤り	確認・決定誤り	機構本部	障害年金センター	2015年 11月12日	2015年 12月7日	○担当部署において確認したところ、年金請求書の処理時に確認不足から住所の登録を誤ったため、年金証書が届いていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行い、正しい住所へ年金証書を送付しました。 ●担当部署において、年金請求書の処理時に住所確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
351	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2016年 5月9日	2016年 6月17日	○機構本部から連絡があり、年金受給権者受取機関変更届の記載内容の確認不足から口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	170,584
352			大阪	大阪広域事務センター	2017年 1月4日	2017年 3月7日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の記載内容の確認不足から支店コードの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	268,202
353			宮城	仙台広域事務センター	2017年 2月8日	2017年 2月27日	○担当部署において確認したところ、年金請求書の記載内容の確認不足から年金請求書の処理時に口座名義人の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	102,425
354			入力誤り	福島	平	2017年 1月13日	2017年 2月17日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い
355		群馬	高崎広域事務センター	2017年 1月11日	2017年 2月21日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に金融機関コードの入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	126,054	
356		岡山	岡山広域事務センター	2017年 1月11日	2017年 3月31日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に年金の受取郵便局を誤って入力したため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	186,513	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
357	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	入力誤り	静岡	浜松東	2017年 1月17日	2017年 2月22日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に預金種別の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	395,878
358			岩手	花巻	2016年 6月16日	2016年 8月17日	○機構本部から連絡があり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,068
359	振替加算の説明誤り	説明誤り	北海道	帯広	2016年 12月27日	2017年 1月13日	○担当部署において確認したところ、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象者とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
360			高知	幡多	2017年 1月17日	2017年 3月14日	○機構本部から連絡があり、振替加算が既に加算されているにもかかわらず、年金記録の確認不足から、委託社会保険労務士が振替加算を加算するための加算開始事由が該当を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
361			栃木	宇都宮西	2010年 6月1日	2016年 5月6日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の年金記録の確認不足から、振替加算の加算時期について誤って説明したことから一部について時効により請求できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、説明誤りがなければ支給できた振替加算額についてお客様に支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、振替加算の加算開始の要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	330,000
362	死亡一時金の誤り	説明誤り	宮城	石巻	2011年 3月11日	2016年 3月31日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の年金記録の確認不足から、請求可能な死亡一時金の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡一時金請求書を処理し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,000
363	在職支給停止の説明誤り	説明誤り	長野	松本	2017年 1月13日	2017年 3月22日	○お客様から問合せがあり、長期特例に該当している老齢厚生年金について、被保険者である間、年金の定額部分が支給停止となるにもかかわらず、定額部分は支給停止しないと委託社会保険労務士が誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
364	現況届の誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2017年 1月18日	2017年 1月31日	○共済組合から連絡があり、共済組合から現況届が回付されたにもかかわらず、確認不足から老齢基礎年金を差止する処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。定期支払日に支払いが行われるよう処理を行い、差止を解除しました。 ●担当部署において、現況届受付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
365	年金の差押えにかかる誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2017年 1月19日	2017年 2月3日	○市町村から連絡があり、市町村により差し押さえられた年金について振込先の登録を誤ったため、他の市町村に差し押えられた年金が振り込まれていたことが判明しました。 ●担当者が双方の市町村にお詫びの上説明しました。誤って振り込みをした市町村から返納いただくとともに、差し押さえを行った市町村にお支払いしました。 ●担当部署において、差押えが行われた年金の振込先の確認を徹底するよう周知しました。	2市町村	その他	60,000
366	扶養親族等申告書の誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2017年 1月19日	2017年 1月23日	○委託業者から連絡があり、扶養親族等申告書の申告内容についての確認不足から、委託業者が扶養親族等申告書の入力の一部を漏らしたため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	78名	未払い	904,711
367	年金額の改定誤り	確認・決定誤り	新潟	上越	1976年 8月頃	2016年 2月16日	○機構本部から連絡があり、確認不足から物価スライド改定が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	49
368	時効特例給付の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2014年 4月15日	2016年 4月12日	○担当部署において確認したところ、記録訂正に伴う年金の未払い分については支払いが行われていましたが、時効特例給付の支払いが行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に時効特例給付が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正に伴う時効特例給付についての確認の徹底を図るよう周知しました。	1名	未払い	3,680,621
369	障害基礎年金の所得状況届の処理誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2014年 9月頃	2017年 2月1日	○機構本部から連絡があり、所得状況届が提出済みにもかかわらず、未提出者として処理したため年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当部署においてお客様にお詫びの上説明しました。所得状況届の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において所得状況届の事務処理手順を確認のうえ徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,167,712
370	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	大阪	今里	2014年 4月23日	2016年 9月5日	○お客様から問合せがあり、確認不足から委託社会保険労務士が標準報酬改定請求に関する手続きの一部について説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
371	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	新潟	新潟西	2014年 11月20日	2015年 1月6日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金分割のための標準報酬改定請求を行うことが可能であるにもかかわらず、年金記録の確認不足から改定請求を行うことはできないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。改定請求書をご提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求の扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
372	年金からの後期高齢者医療保険料の特別徴収誤り	確認・決定誤り	機構本部	基幹システム開発部	2017年 5月15日	2017年 6月6日	○市町村から連絡があり、特別徴収開始の処理が適切に行われなかった結果、後期高齢者医療保険料の特別徴収が開始されないことが判明しました。 ●該当するお客様について、お詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、事務処理方法を徹底するよう周知しました。	58名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
373	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	機構本部	障害年金センター	2015年5月12日	2015年5月25日	○お客様から問合せがあり、障害年金の却下通知書を送付する際、確認不足により通知書の文言に一箇所脱字があるまま誤って作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
374			大阪	今里	2017年3月1日	2017年3月3日	○お客様から問合せがあり、市町村の広報誌に掲載した年金事務所の電話番号が誤っていたことが判明しました。 ●市町村のホームページにて、広報誌に記載の年金事務所の電話番号に誤りがあることをお知らせしました。 ●担当部署において、文書等に電話番号を掲載する際の確認を徹底するよう周知しました。	1市町村	なし	0
375			機構本部	障害年金センター	2015年12月21日	2016年4月12日	○担当部署において確認したところ、年金の不支給決定通知書を作成する際、通知書に記載する初診日に関する日付を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
376			機構本部	障害年金センター	2016年7月12日	2016年12月27日	○厚生局から連絡があり、年金の不支給決定通知書を作成する際、通知書に記載する保険料納付済期間及び保険料免除期間の月数を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
377			機構本部	障害年金センター	2016年11月8日	2017年2月21日	○厚生局から連絡があり、年金の不支給決定通知書を作成する際、本来は請求のあった傷病ごとに傷病名を記載するところ誤って複数の傷病をまとめて記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
378			機構本部	障害年金センター	2016年11月29日	2017年1月11日	○送付した不支給決定通知書が宛所不明で戻ってきたため確認したところ、不支給決定通知書を作成した際に、住所の記載を誤り作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい住所を記載した不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
379			年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	群馬	高崎広域事務センター	2016年6月30日	2016年7月1日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、所得状況届を他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した所得状況届を回収し、本来送付すべきお客様に所得状況届を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名
380	群馬	高崎広域事務センター			2017年2月21日	2017年2月27日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、委託業者が他のお客様の年金証書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金証書を回収し、本来送付すべきお客様に年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
381	宮城	仙台南			2017年5月12日	2017年5月17日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様の扶養親族等申告書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した扶養親族等申告書を回収し、本来送付すべきお客様に扶養親族等申告書をお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
383	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	広島	広島東	2016年 2月22日	2016年 4月8日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談における年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
384			神奈川	藤沢	2016年 3月27日	2016年 9月23日	○お客様から問合せがあり、年金相談における年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
385			高知	高知東	2017年 2月20日	2017年 2月23日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談における年金記録の確認不足により、他のお客様の年金加入記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金加入記録回答票を回収し、正しい年金加入記録回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
386			熊本	熊本西	2015年 11月19日	2016年 8月1日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、他のお客様の受給権者原簿記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受給権者原簿記録回答票を回収し、正しい受給権者原簿記録回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
387			東京	北	2017年 2月22日	2017年 2月27日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、他のお客様の受給権者原簿記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受給権者原簿記録回答票を回収し、正しい受給権者原簿記録回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
388			大阪	八尾	2016年 8月30日	2016年 8月31日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて年金相談時の年金記録の確認不足により、他のお客様の障害年金にかかる申立書の写しを誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した申立書の写しを回収しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
389			千葉	船橋	2017年 3月2日	2017年 3月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談における本人確認の不徹底から、他のお客様の年金受給権者支払記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上、誤って交付した年金受給権者支払記録回答票を回収しました。また、誤って交付した回答票に記載のあるお客様へは経緯を説明の上、お詫びしました。 ●担当部署において、交付時の本人確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
382			確認・決定誤り	大阪	守口	2017年 2月8日	2017年 2月10日	○内部点検により、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	32名	その他
390	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	難波	2007年 11月頃	2015年 4月3日	○お客様から問合せがあり、年金相談における本人確認の不徹底から、他のお客様の年金受給権者支払記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
391	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	北海道	旭川	2003年 2月28日	2015年 9月2日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定報告書等の機構本部への進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	709,225
392			東京	中野	2014年 6月頃	2016年 3月1日	○お客様から問合せがあり、記録判明に伴い再裁定の処理が必要なお客様にご案内をすべきところ、この処理を行っていなかったため、再裁定の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正に伴う再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	414,460
393		受理後の書類管理誤り	北海道	事務センター	2016年 8月頃	2016年 10月27日	○年金事務所から連絡があり、加算開始事由該当届が処理されておらず所在不明となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加算開始事由該当届を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	79,045
394			兵庫	事務センター	2016年 12月7日	2017年 2月3日	○担当部署において確認したところ、年金受給権者受取機関変更届が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者受取機関変更届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

システム事故等一覧

	件名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	年金請求書の送付誤り	2017年 4月19日	2017年 5月30日	<p>○平成29年5月に年金請求書をお送りした方のうち、すでに老齢年金を受給中にもかかわらず、年金請求書を送付した方がいることが判明しました。</p> <p>●担当部署において、お客様にお詫びの文書を送付しました。年金請求書の送付対象者の要件審査に係る仕様について、システム改修を実施しました。</p> <p>●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することとしました。 (平成29年5月31日に機構HPにてお知らせした事象)</p>	916名	なし	0